

## 商品概要説明書

《 J Aカードローン「ゆうゆう楽<sup>らくえん</sup>」 》(三菱UF J ニコス保証型)

(平成30年5月25日現在適用中)

1. 商品名	J Aカードローン「ゆうゆう楽 <sup>らくえん</sup> 」					
2. お使いみち	○ご自由です。(生活に必要な一切の資金)					
3. ご契約金額	○30万円、50万円、100万円、200万円、300万円のいずれかよりご選択いただけます。					
4. ご利用 いただける方	○J A (他J Aを含む) との間でカードローン取引契約を行っていない方。 ○ご契約金額に応じ、次に定めるご契約時の年齢、同一勤務先への勤続年数(または営業年数) および収入を満たす方。					
	ご契約金額	30万円	50万円	100万円	200万円	300万円
	ご契約時 年齢	18歳以上 65歳以下	20歳以上 65歳以下			
	勤続年数 (営業年数)	1年以上		2年以上	5年以上	
	収入	120万円以上	150万円以上	180万円以上	300万円以上	400万円以上
○当J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当J Aが定める条件を満たしている方。						
5. ご契約期間	○ご契約日から1年後の応答日の属する月の8日(当J Aの信用事業の休業日の場合はその日の翌営業日)までとします。 ただし、この日までにご契約者から解約の意思表示がなく、当J Aがご契約者の信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様としますが、66歳の誕生日以降は、契約の更新は行いません。					
6. お借入利率	○当J A所定の利率です。 ご契約後の利率は、原則年2回(5月25日および11月25日)見直します。 なお、お借入利率に保証料は含みません。 ○お借入利率等、詳細については、当J Aの窓口へお問い合わせください。					
7. お借入方法	○J Aおよび提携金融機関のATM・CDからのお引出し等によりお借入いただけます。 ○詳細については、当J Aの窓口へお問い合わせください。					
8. ご返済方法	○定例返済(約定返済) 定額返済とします。 毎月8日(当J Aの信用事業の休業日の場合はその日の翌営業日)を約定返済日とし、ご契約時にご契約金額に応じて設定いただく次の約定返済金額を、返済用口座からの自動引落しによりご返済いただきます。					
	ご契約金額	約定返済金額				
	30万円の場合	1万円以上 30万円以下で設定した金額				
50万円の場合	1万円以上 50万円以下で設定した金額					
100万円の場合	2万円以上 100万円以下で設定した金額					
200万円の場合	4万円以上 200万円以下で設定した金額					
300万円の場合	6万円以上 300万円以下で設定した金額					
※この約定返済金額にかかわらず、約定返済日前日におけるお借入残高が約定返済金額に満たない場合には、約定返済日前日現在におけるお借入残高の金額とします。						
○任意返済 当J A窓口およびATMで、随時ご返済いただけます。 ○詳細については、当J Aの窓口へお問い合わせください。						
9. 利息および保証料の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。					
10. 保証	○当J Aが指定する保証機関(三菱UF J ニコス株式会社)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。					
11. 保証料	○保証料率年2.00%					
12. 担保	○不要です。					

13. 手数料	<p>○ローンカードの紛失等により、再発行を希望される場合は、1,080円の再発行手数料（消費税込）が必要となります。</p> <p>○ATM・CDをご利用いただく時間・機関によって所定の手数料がかかる場合があります。</p>
14. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または総務部リスク管理課、（電話：092-924-1311）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する体制を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、福岡県農業協同組合中央会が設置・運営するJAグループ福岡総合相談所【福岡県JAバンク相談所】（電話：092-711-3855）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総務部リスク管理課、またはJAグループ福岡相談所【福岡県JAバンク相談所】にお申し出ください。</p> <p>福岡県弁護士会紛争解決センター 天神弁護士センター（電話：092-741-3208） 北九州法律相談センター（電話：093-561-0360） 久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）</p>
15. その他	<p>○お申込に際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○お借入利率および保証料（保証料率）は、金融情勢等により変更することがあります。</p> <p>また、お借入利率または保証料（保証料率）を変更した場合には、当JAの店頭またはATM設置場所に掲示します。</p> <p>○ご不明な点がございましたら、当JAの窓口へお問い合わせください。</p>